

議案第 23 号

天理市学童保育条例の一部改正について

天理市学童保育条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年 3 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市学童保育条例の一部を改正する条例

天理市学童保育条例（平成15年 3 月天理市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第10条（見出しを含む。）中「学童保育料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 地方自治法第244条の 2 第 8 項の規定により、市長は、指定管理者に前項の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

第11条（見出しを含む。）中「学童保育料」を「利用料金」に、「前条」を「前条第 1 項」に、「市長」を「指定管理者」に、「とする」を「を超えない範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額とする」に改める。

第12条（見出しを含む。）中「学童保育料」を「利用料金」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「学童保育料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「学童保育料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に、「当該各号」を「市長の承認を得て当該各号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。